

田瀬ダム「高圧放流設備」を 機械遺産に―

田瀬ダムは国直轄の第1号として着工されたダムです。中でも国内で初めて採用された「高圧放流設備」は、その後建設されたダムの先駆的な役割を果たしています。

国土交通省北上川ダム統合管理事務所では、この歴史ある貴重な設備を文化的遺産として次世代に伝えるため「一般社団法人日本機械学会」が認定する「機械遺産」への登録を目指し、さまざまな取り組みを展開しています。

機械遺産とは

歴史的な機械技術を保存し、文化的な遺産として次世代に受け継ぐことを目的に、平成9年から行われている事業です。平成27年度までに新興製作所の「機械式通信機器群」など76件が登録されています。

認定を受けるためには▼機械技術の発展史上重要な成果を示すも

の▼機械技術で国民生活、文化、経済、社会、技術教育に対して貢献したものの1のいずれかに合致する必要があります。

歴史的な機械設備

田瀬ダムには洪水時などに、ダムから水を流すための水門(ゲート)があります。当時国内には、ダムの深い位置で大きな水圧を受けながら操作できる水門の設計・製作技術が無く、アメリカの企業から購入して設置しました。

この水門を含め、放流管などから構成される高圧放流設備は、国の歴史に残る重要な機械設備です。放流設備が機械遺産として登録されることで、本市の観光資源として田瀬ダムの活用が期待できます。

※田瀬ダム放流設備(一部)の見学を希望する場合は、国土交通省田瀬ダム管理支所(☎44・5211)まで



▲高圧放流設備(一部分)

田瀬ダムの完成まで

- 昭和16年、国直轄ダムの第1号として着工
- 昭和19年、太平洋戦争激化のため工事を一時中止
- 昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風によって北上川沿いの河川が甚大な被害を被ったため、ダムのかさ上げを決定。昭和25年に工事を再開
- 昭和29年、洪水調節、発電、かんがいなどの機能を持つ多目的ダムとして完成

【問い合わせ】
▼国土交通省北上川ダム統合管理事務所管理第一課(☎019・643・7971)
▼本庁道路課(☎24・2111内線571)

保険証・各種受給者証が 更新になります

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら、記載内容を確認しましょう。

後期高齢者 保険証



75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付し

ています。8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

国保高齢 受給者証



70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。

国保限度額 適用認定証



国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。

＊申請手続きをお忘れなく
引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。
申請の際は、①被保険者証②世帯主名義の印鑑③世帯主と交付を希望する人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの④届け出する

医療費 受給者証



乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。
所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに郵送します。

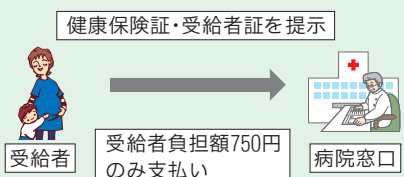
未就学児と妊産婦の医療費助成 申請・支払い方法が変わります

これまでの医療費助成は、医療機関窓口で給付申請書を提出し、医療費の自己負担を全額支払った後、受給者負担額との差額が市から払い戻される仕組みでした。

ことし8月から、原則として給付申請書の提出が不要となり、受給者負担額のみを支払いとなります。

【対象】未就学児(乳幼児、重度心身障がい者、ひとり親家庭医療費助成受給者)、妊産婦医療費助成受給者

【例】妊産婦医療費10,000円、自己負担3割3,000円(助成額2,250円、受給者負担額750円)の場合



※未就学児は医療機関窓口での受給者負担はありません。また、妊産婦の受給者負担額は8月からの受給者証に記載されます

【問い合わせ】

■後期高齢者保険証、国保高齢受給者証、国保限度額適用認定証について

- ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線535)
- ▷各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線142)
石鳥谷(☎45-2111内線227)
東和(☎42-2111内線222)

■医療費受給者証について

- ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線533・534)
- ▷各総合支所健康福祉係
大迫(☎48-2111内線142)
石鳥谷(☎45-2111内線228)
東和(☎42-2111内線222)

市道熊野内野線「太田橋」の開通について

湯口地区と太田・笹間地区を結ぶ市道熊野内野線の「太田橋」は、架け替え工事が終了したため、下記日時より開通します。

■開通日時 8月2日(火)、午後2時

＊開通に伴い、平成橋を迂回運行していた県交通太田線は、8月3日(水)から太田橋を運行する経路に変更となります。これにより、新田停留所は通過しなくなりますのでご注意ください

■問い合わせ

太田橋開通について…本庁道路課(☎24-2111内線574)
バスの運行について…岩手県交通(株)花巻営業所(☎23-1020)

